

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長 吉村 善美

市町村名 (市町村コード)	大阪府富田林市 (27214)	
地域名 (地域内農業集落名)	須賀地区 (須賀集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 8月 3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業上の利用が行われる農用地等面積は7.3haであり、農用地区域指定を受けている農用地等はない。別に市街化区域内農地が3.3haあり、そのうち2.6haが生産緑地指定を受けている。

地区内ではため池水利を利用した水稻を中心に一部野菜が生産されている。耕作者の高齢化による担い手不足に対応するために地元住民を含む協議会が設立され、地域農業の将来について話し合いを重ねてきた。鉄道駅から至近という立地条件を活かし農業塾の実習ほ場が立地し、協議会が自己耕作が出来ない遊休農地等を集約し機構を通じて担い手に貸し出すなど、3.4haを集約している。

◎転用見込みのある農地(0.08ha)を地域計画から除外する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

10年後の意向で自己耕作意向が3.2haあり、可能な限り現在的水稻栽培を主とする営農形態を維持することを目指す。生産緑地を含めて、耕作継続が困難になった農地は協議会を通じて担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手へ農地集積を進める。集積後の担い手の利用状況や今後の意向などについて所有者への周知を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道に接していない農地が存在する。現状の農道水路の維持管理を行うとともに、本地区に導入可能な基盤整備事業について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地元協議会が地区内に参入する担い手との調整を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、農作業委託についても選択肢の一つとして活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

今後の協議を須賀農空間づくり協議会で進める。